

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00037 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第39条及び貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、貿易代金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00037 沿革 (略)</p> <p>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第39条及び貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、貿易代金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貿易代金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「代金貸付」という。）のための契約の締結日以降、貿易代金貸付金債権等の取得又は保証債務を負担する日の前日までに別紙様式第1 - 1による貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第1 - 2による貿易代金貸付（保証債務）保険申込書に代金貸付を証する書類（保証債務の負担の場合にあっては、保証契約を含む。）を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の代金貸付が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p><u>2 前項の申込みにおいて、貿易代金貸付金債権等の取得の場合にあっては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第1回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間、保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る借入金又は公債、社債その他これらに準ず</u></p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貿易代金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「代金貸付」という。）のための契約の締結日以降、貿易代金貸付金債権等の取得又は保証債務を負担する日の前日までに別紙様式第1 - 1による貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第1 - 2による貿易代金貸付（保証債務）保険申込書に代金貸付を証する書類（保証債務の負担の場合にあっては、保証契約を含む。）を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の代金貸付が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p><u>る債券の発行により調達される資金を主たる債務者が受領した日(当該受領が分割して行われるときは、第1回目の受領が行われた日。)</u> から <u>最終償還期限までの期間又は保証債務の負担の期間が2年以上となる案件については、貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091)に基づくスクリーニングフォームを提出するものとする。</u></p> <p>3 約款(貸付金債権等)第21条の2又は約款(保証債務)第20条の2に基づく誓約は、第1項の申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第1 - 3、輸出者等が別紙様式第1 - 4、又は日本貿易保険がこれらに準ずると認めた様式による贈賄防止に係る誓約及び申告書をそれぞれ日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	<p>2 約款(貸付金債権等)第21条の2又は約款(保証債務)第20条の2に基づく誓約は、第1項の申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第1 - 3、輸出者等が別紙様式第1 - 4、又は日本貿易保険がこれらに準ずると認めた様式による贈賄防止に係る誓約及び申告書をそれぞれ日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	
<p>第3条～第33条 (略)</p>	<p>第3条～第33条 (略)</p>	
<p>(電子情報処理組織を使用した申込等)</p> <p>第34条 この細則に規定する<u>手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>(電子情報処理組織を使用した申込等)</p> <p>第34条 この細則に規定する<u>手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090)によるものとする。</u></p>	
<p>別表1～別表6 (略)</p>	<p>別表1～別表6 (略)</p>	